

別 紙

発 言 通 告 書 (本会議用)

通告内容は、通告書を見るだけで回答できるように、具体的に書くこと。

平成 24 年 8 月 20 日

東村山市議会議長 殿

3 番・通告者 佐藤 真 和

質疑種別	(議案第 26 号) (仮称)「秋水園リサイクルセンター」を 12 億円で建設することについて市民の賛否を問う住民投票条例
討 論 (<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無) (<input checked="" type="radio"/> 賛 ・ 否)	
No	
1	<p>市長意見書「事業の意義及び必要性について」について</p> <ol style="list-style-type: none">「1 日あたり 31 トン処理」とする根拠、品目ごとの内訳を明らかにされたい。「びん・缶の混合収集導入が可能」とするが、どのような収集方法を考えているのか、具体的に示されたい。
2	<p>市長意見書「これまでの検討経過等について」について</p> <ol style="list-style-type: none">「速やかに本件事業に着手し、早期に完了させることが周辺住民の意向であると認識している」とする根拠を、周辺住民の具体的な発言、内容をもって説明されたい。38 年間の財産処分制限に対し、10 年経過で処分可能とされる包括承認事項の根拠法令は？ また変更可能な対象、範囲はどのようなものか？どういった場合に、これまでに要した「3,000 万円の経費が無駄になる」のか。見直しによって縮減可能な費用の方が大きいというのが、今回の主張であり、改めて広く意見を聴いて検討する意思は全くない、という認識か。
3	<p>市長意見書「本件条例の問題点について」について</p> <ol style="list-style-type: none">「時間的な制約」のリミットと、明確な根拠を示されたい。「遅くとも今年の秋までに本件事業を着工しないと、平成 26 年度から予定しているびん・缶の混合収集が遅れ」とされているが、26 年度からの混合収集は、いつ、どこで決定されたのか。

別 紙

発 言 通 告 書 (本会議用)

通告内容は、通告書を見るだけで回答できるように、具体的に書くこと。

平成 24 年 8 月 20 日

東村山市議会議長 殿

3 番・通告者 佐 藤 真 和

質疑種別	(議案第 26 号) (仮称)「秋水園リサイクルセンター」を 12 億円で建設することについて市民の賛否を問う住民投票条例
討 論 (<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無) (<input checked="" type="radio"/> 賛 ・ 否)	
No	
4	<p>市長に伺う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. そもそも、なぜ本件について住民投票を求める声が上がってきたと受け止めているか。十分な情報提供と参加は果たされてきたと言えるか。本直接請求は、事業の全面中止を求めているのか。2. 「議会の議決との関係」を本条例案反対の理由としている。しかし、議決後に市民が異を唱えることは十分あり得る。市長は、「市民は議会に 4 年間に白紙委任している」という認識に立っている、と考えてよいか。3. 「新たな経費を費やしてまで市民の意思を確認する必要はない」とするが、これは署名数ゆえのことか。どのくらいの有権者の声が集まれば「必要あり」と判断するのか。4. 市長が自らのマニフェストに「常設型住民投票制度」を掲げて 5 年余。住民投票を求める声は、多くの場合は行政や議会の判断を受けての住民による「NO」の意思表示であり、今回のようなタイミングでの提起となることも少なくない。 本件について、これまでの経過を全て正当と主張し、議会の議決や、費用を理由として直接請求された住民投票条例案を否定するのであれば、市長はどのような問題、どのような段階であれば住民発意型の住民投票が可能であると考えているのか。首長主導によるケースだけを想定しているということか。常設型＝実施必至型の住民投票の要件を市長なりにどう考えているのか、お答え願いたい。